

○立命館大学学生弔慰規程

1990年5月30日

規程第202号

第1条 この規程は、立命館大学の学生および大学院生が、死亡した場合の立命館大学としての弔慰の基準および取扱いを定めるものである。

第2条 この規程の適用範囲は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 立命館大学の正規の課程に在籍する学生で在学中の者
- (2) 立命館大学大学院の正規の課程に在籍する大学院生で在学中の者

第3条 立命館大学の学生および大学院生が、在学中に死亡した場合、学生の所属する学部または大学院生の所属する研究科は、次の各号に定める方法で大学としての弔意を表すものとする。

- (1) 当該学生の所属する学部の学部長名または大学院生の所属する研究科の研究科長名による弔電
- (2) 大学代表による弔問
- (3) 別表に定める弔慰金の献呈

2 前項各号で定める方法の全部または一部をとることが適当でない特別の事情があると認められる場合には、前項の限りでない。

3 前項の場合における特別の事情の有無およびとるべき方法については、学生部長の提案にもとづき常任理事会が決定する。

第4条 削除

第5条 本規程の改廃は、大学協議会の承認を経て常任理事会で決定する。

附 則(2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月15日から施行する。

別表

弔慰金	
一律	30,000円